

特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)役員選出規程

2018年6月21日制定

第1章 総則

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)(以下「本会」という。)定款第14条に定める役員を選任について定める。

第2条 理事は、立候補した団体会員の中から、理事会で選任され、総会で報告される。監事は立候補した団体会員の中から総会で選任される。

第3条 事務局は、次の事務を行なう。

1. 選出の告示
2. 立候補者の届出受理または辞退および受理締切日の告示
3. 立候補者の受付と発表
4. 選出結果の確認と発表
5. その他必要な事項

第2章 立候補

第4条 団体会員は、理事および監事に立候補する権利を有する。

第5条 理事および監事の立候補者は、団体の長または長の委任を受けた者でなければならない。

第3章 定数

第6条 理事の定数は、10名以上18名以内とする。監事の定数は、2名とする。

第4章 補則 本規程の細則および改廃

第7条 本規程の細則は、別に定める。

第8条 本規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附則 本規程は、2018年6月21日から施行する。